

活用可能な融資制度の一覧

融資制度については、**日本政策金融公庫資金**、**農業近代化資金**など農業関係のほか、商工関係など様々な制度があり、それぞれの資金ごとに要件や利率が異なります。制度の内容を御覧になるには、各ページを参照してください。なお、詳しい内容は、相談窓口にお問い合わせください。

融資名		汚水処理	飲用水	宿泊研修施設	農畜産物加工施設	農畜産物直売所	体験農園	相談窓口	ページ
農業近代化資金		○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	72
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	73
	農業改良資金				○	○		農業改良普及センター 振興局農務課 道農政部農業経営課	73
	経営体育成強化資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	74
	振興山村・過疎地域経営改善資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	74
	農林漁業施設資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	74
	中山間地域活性化資金	○	○	○	○	○	○	振興局農務課 道農政部農業経営課	75
	生活衛生一般貸付(設備資金)	【融資対象】宿泊施設、飲食店営業施設						北海道生活衛生営業指導センター 道保健福祉部食品衛生課	76

※ 附帯施設のための融資は対象とならない場合があります。

融資名		融資対象	相談窓口	ページ
中小企業総合振興資金	産業振興資金(観光振興貸付)	宿泊施設、温泉保養施設、交通施設、休憩食事施設、文化施設、展望施設、野外活動施設等、観光施設として認められたもの	振興局商工労働観光課	77
	事業活性化資金(創業貸付)	事業資金	小樽商工労働事務所 道経済部中小企業課	78
地域活性化ワイド資金		事業資金		78

農業近代化資金（平成24年10月22日現在）

ねらい： 農業者等の生産施設等の整備拡充を図るため、農協系統機関及び銀行等の資金に道が利子補給を行い、長期かつ低利の農業施設資金等を供給することにより、農業経営の改善を図り、農業の近代化に資する。

融資機関： 農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、農協、銀行等

資金種類	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	道庁における相談窓口
建構築物等造成資金	○ 農産物の生産、流通または加工に必要な施設の改良、造成または取得に要する資金	<p>○ 限度額</p> <p>農業者（個人） 1,800万円</p> <p>農業者（法人、集落営農組織、知事特認等） 20,000万円</p> <p>農協等 150,000万円</p> <p>○ 融資率 80% （認定農業者、集落営農組織等の特例措置） 100%</p> <p>※認定農業者、集落営農組織等の特例措置 個人 1,800万円 法人及び集落営農組織 3,600万円 （当該特例の通算貸付残高が上記の金額に達するまでに限り、適用）</p> <p>○ 貸付利率 1.2% （認定農業者等の特例措置） 0.40～0.95%</p> <p>※認定農業者等の特例措置 個人 1,800万円 法人 3,600万円 （当該特例の通算貸付残高が上記の金額に達するまでに限り、適用）</p> <p>○ 貸付の相手方 農業者 農協、農事組合法人等</p>	7～20年以内 （うち、据置2～7年以内）	振興局農務課 道農政部農業経営課

日本政策金融公庫資金（平成24年10月22日現在）

【農林水産事業】

ねらい： 農業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融資を行うことが困難なものに融資する。

融資機関： 日本公庫、農林中金、北海道信連、農協（転貸）、銀行等

資金名	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	道庁における相談窓口
農業経営基盤強化資金	<p>「農業経営改善計画」に基づいて行う農業経営の改善に必要な長期資金</p> <p>○ 農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の取得等</p>	<p>○ 限度額</p> <p>個人 15,000万円 （特認） 30,000万円 法人 50,000万円</p> <p>○ 融資率 100%</p> <p>○ 貸付利率 0.40～1.20% ※ 市町村が作成する人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者が借り入れる場合、国により貸付当初5年間の無利子化措置が講じられる見込み。</p> <p>○ 貸付の相手方 農業経営改善計画の認定を市町村から受けた農業者</p>	25年以内 （うち、据置10年以内）	振興局農務課 道農政部農業経営課
農業改良資金	<p>農業改良資金の貸付資格の認定を受けたものが農業改良措置を実施するのに必要な資金</p> <p>○ 農産物の生産、流通または加工に必要な施設等の改良、造成または取得等に要する資金</p> <p>ア 新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始</p> <p>イ 農畜産物の新たな販売方式の導入</p>	<p>○ 限度額</p> <p>個人 5,000万円 法人または団体 15,000万円</p> <p>○ 融資率 認定農業者 100% 認定農業者以外 80%</p> <p>○ 貸付利率 無利子</p>	12年以内 （うち、据置5年以内）	農業改良普及センター 振興局農務課 道農政部農業経営課

資金名	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	道庁における相談窓口
経営体 育成強 化資金	認定農業者以外の担い手 が利用する農業経営の改 善に必要な長期資金 ○ 農産物の加工処理、流 通販売施設の取得等	○ 限度額 個人 15,000万円 法人 50,000万円 ○ 融資率 80% ○ 貸付利率 1.20%	25年以 内 (うち、 据置3年 以内)	振興局農務 課 道農政部農 業経営課
振興山 村・過 疎地域 経営改 善資金	「農林漁業経営改善計画」 または「農林漁業振興計 画」に基づいて行う事業 に必要な長期資金 ○ 農産物処理加工施設、 地域資源整備活用施 設、農業生産環境施設 等の改良・造成・取得 ○ 貸付対象地域 ・ 山村振興法または過疎 地域自立促進特別措置 法で指定されている地 域	○ 限度額 補助 限度額なし 非補助 個人 1,300万円 特別 2,600万円 法人・団体 5,200万円 特別 6,000～ 50,000万円 ○ 融資率 80% ○ 貸付利率 1.20～2.35% ○ 貸付の相手方 農林漁業者、農作業共同化法人 ・ 団体、農協等、農業振興法人、 5割法人・団体	25年以 内 (うち、 据置8年 以内)	振興局農務 課 道農政部農 業経営課
農林漁 業施設 資金 (主務 大臣指 定施設)	農産物の生産、流通、加 工または販売に必要な施 設の取得等に必要な長期 資金 ○ 排水施設、農産物処理 加工施設、地域資源整 備活用施設、農業生産 環境施設等の改良・造 成・取得	○ 限度額 なし ○ 融資率 80% ○ 貸付利率 1.20% ○ 貸付の相手方 農業者	15年以 内 (うち、 据置3年 以内)	振興局農務 課 道農政部農 業経営課

資金名	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	道庁における相談窓口
中山間地域活性化資金	<p>(保健機能増進施設) 中山間地域内で農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって、農林漁業の振興に資するものの取得等に必要なが長期資金</p> <p>○ 体験農園・牧場、林間コテージ、森林浴施設、林間遊歩道、林間キャンプ場、林間スキー場、林間鳥獣等保護観察施設等及びこれらに準ずる施設</p> <p>○ 貸付対象地域 ・ 株式会社日本政策金融公庫法第11条第1項の別表第1の指定地域</p>	<p>○ 限度額 なし</p> <p>○ 融資率 80%</p> <p>○ 貸付利率 0.75～1.40%</p> <p>○ 貸付の相手方 農林漁業者、農林漁業者の組織する法人・団体 農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結している者</p>	10年超 15年以内 (うち、据置3年以内)	振興局農務課 道農政部農業経営課
	<p>(生産環境施設) 中山間地域内で農業生産環境施設等の取得等に必要なが長期資金</p> <p>○ 簡易給排水施設、農林漁業情報連絡施設、農林漁業技術拠点施設、農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等</p>	<p>○ 限度額 なし</p> <p>○ 融資率 80%</p> <p>○ 貸付利率 1.20%</p> <p>○ 貸付の相手方 農林漁業者の組織する法人、第3セクター</p>	25年以内 (うち、据置8年以内)	振興局農務課 道農政部農業経営課

【生活衛生貸付】(H24.11.1現在)

ねらい：独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、生活営業関係の衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融資を受けることが困難な資金を融資する。

融資機関：日本政策金融公庫

融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還 期限	相談窓口																								
<p>○ 一般貸付（設備資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗に要する資金、営業に必要な建物の新築、増改築、改装などに要する全ての資金 	<p>○ 限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>飲食店営業</td> <td>7, 200万円</td> </tr> <tr> <td>喫茶店営業</td> <td>7, 200万円</td> </tr> <tr> <td>食肉販売営業等</td> <td>7, 200万円</td> </tr> <tr> <td>ホテル旅館営業</td> <td>40, 000万円</td> </tr> <tr> <td>簡易宿所営業</td> <td>40, 000万円</td> </tr> </table> <p>○ 貸付利率</p> <p>用途や返済期間によって異なりますので、相談窓口に問い合わせください</p> <p>○ 貸付の相手方</p> <p>融資を受けられる対象は、次の「対象業種」、「事業規模」に該当するもの</p> <table border="1" data-bbox="475 1317 1203 1765"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="2">事業規模</th> </tr> <tr> <th>資本金（会社）</th> <th>従業員数（会社または個人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店営業 喫茶店営業</td> <td>5, 000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>食肉販売業等</td> <td>5, 000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>ホテル・旅館 営業等 簡易宿所営業</td> <td>5, 000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table>	飲食店営業	7, 200万円	喫茶店営業	7, 200万円	食肉販売営業等	7, 200万円	ホテル旅館営業	40, 000万円	簡易宿所営業	40, 000万円	対象業種	事業規模		資本金（会社）	従業員数（会社または個人）	飲食店営業 喫茶店営業	5, 000万円以下	100人以下	食肉販売業等	5, 000万円以下	50人以下	ホテル・旅館 営業等 簡易宿所営業	5, 000万円以下	200人以下	<p>原則 13 年以 内 (う ち、 据置 1年 以内)</p>	<p>北海道生活衛生営業指導センター 日本政策金融公庫各支店 道保健福祉部食品衛生課</p>
飲食店営業	7, 200万円																										
喫茶店営業	7, 200万円																										
食肉販売営業等	7, 200万円																										
ホテル旅館営業	40, 000万円																										
簡易宿所営業	40, 000万円																										
対象業種	事業規模																										
	資本金（会社）	従業員数（会社または個人）																									
飲食店営業 喫茶店営業	5, 000万円以下	100人以下																									
食肉販売業等	5, 000万円以下	50人以下																									
ホテル・旅館 営業等 簡易宿所営業	5, 000万円以下	200人以下																									

中小企業総合振興資金 〔産業振興資金（観光振興貸付）〕

ねらい：観光開発等を行う者に対し、事業の実施に要する資金の融資の円滑化を図ることにより、本道の観光産業の振興に資する。

融資機関：北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

資金種目	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	相談窓口
産業振興資金	観光施設の新増設を行う者 ○ 融資対象施設 ・ 宿泊施設 観光旅館、ホテル、民宿、ペンション等 ・ 温泉保養施設等 露天風呂、クアハウス等 ・ 交通施設 観光貸切バス、遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等 ・ 休憩食事施設 レストラン、ドライブイン、観光会館等 ・ 観光土産品販売施設 観光物産館、観光土産品店等 ・ 文化施設 博物館、郷土資料館、植物園、動物園、水族館等 ・ 展望施設 展望台、展望塔等 ・ 野外活動施設 スキー場、スケート場、遊園施設、野営場、遊泳場、釣魚施設、船遊施設、乗馬施設等 ・ その他 その他観光施設として認められたもの	○ 限度額 8億円以内 （運転資金は2億円以内） ○ 貸付利率 [固定利率] 3年以内 年1. 4% 5年以内 年1. 6% 7年以内 年1. 8% 20年以内 年2. 0% [変動金利] 年1. 4% （融資期間が3年を超える取り扱いの場合に限る）	設備資金 20年以内（うち、据置2年以内） 運転資金 10年以内（うち、据置2年以内）	商工会議所、商工会、総合振興局（振興局） 商工労働観光課 小樽商工労働事務所 道経済部 中小企業課

中小企業総合振興資金 〔事業活性化資金（創業貸付）〕

ねらい：新たに事業を開始する創業者に対し、事業を開始する際及び事業開始後において必要となる事業資金の融資の円滑化を図ることにより、新規開業の促進及び創業間もない企業の経営の安定に資する。

融資機関：北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行の道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

資金種目	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	相談窓口
事業活性化資金 (創業貸付)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を開始するもの（個人または中小企業） ・事業を開始してから5年未満のもの（個人または中小企業） ○ 資金使途 ・事業資金	○ 限度額 2,500万円 ○ 貸付利率 [固定金利] 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% [変動金利] 年1.4% (融資期間が3年を超える取扱いに限る)	10年以内 (うち、据置2年以内)	商工会議所、商工会、総合振興局(振興局)商工労働観光課、小樽商工労働事務所、道経済部中小企業課

地域活性化ワイド資金

ねらい：経済の活性化や雇用の創出への寄与が期待される幅広い事業者が取り組む経済活動を支援するため、事業資金を円滑に供給する。

融資機関：北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、信用金庫、信用組合

資金種目	融資条件及び対象事業	貸付利率・限度額等	償還期限	相談窓口
ワイド資金	公益社団(財団)法人、社会福祉法人、農業分野進出中小企業者等 ○ 資金使途 ・事業資金	○ 限度額 8,000万円 (運転資金は3,000万円以内) ○ 貸付利率 金融機関所定の利率	10年以内(うち、据置1年以内) 短期資金(1年以内)の取扱可	商工会議所、商工会、総合振興局(振興局)商工労働
	特定非営利活動法人(NPO法人) ○ 資金使途 ・事業資金	○ 限度額 1,000万円(特例あり) ○ 貸付利率 金融機関所定の利率	7年以内(うち据置1年以内) 短期資金(1年以内)の取扱可	観光課、小樽商工労働事務所、道経済部中小企業課
	一般社団(財団)法人、特例社団(財団)法人 ○ 資金使途 ・事業資金	金融機関所定の利率	短期資金(1年以内)の取扱可	中小企業課

問い合わせ先一覧

【道庁及び総合振興局】

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
道 庁	060-8588	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-242-5306	011-232-4120
空知総合振興局	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0080	0126-22-1099
石狩振興局	060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館	011-204-5844	011-232-1157
後志総合振興局	044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎	0136-23-1402	0136-23-0230
胆振総合振興局	051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号むろらん広域センタービル	0143-24-9815	0143-23-1582
日高振興局	057-8558	浦河町栄丘東通 5 6 号	0146-22-9343	0146-22-6343
渡島総合振興局	041-8558	函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号渡島合同庁舎内	0138-47-9492	0138-47-9212
檜山振興局	043-8558	江差町字陣屋町 3 3 6 - 3	0139-52-6573	0139-52-4594
上川総合振興局	079-8610	旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 - 1	0166-46-4983	0166-46-5212
留萌振興局	077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号	0164-42-8487	0146-42-4407
宗谷総合振興局	097-8558	稚内市末広町 4 丁目 2 番 2 7 号	0162-33-2950	0162-33-4531
オホーツク総合振興局	093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0661	0152-44-0240
十勝総合振興局	080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9062	0155-22-0183
釧路総合振興局	085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	0154-43-9223	0154-41-2128
根室振興局	087-8588	根室市常盤町 3 丁目 2 8	0153-23-6863	0153-23-6183

道庁の窓口は農政部農村設計課

(総合) 振興局は産業振興部農務課

【道立保健所（総合振興局保健環境部保健行政室・地域保健室）】

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
空知保健環境部保健行政室	068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目空知合同庁舎内	0126-20-0200	0126-22-2514
由仁地域保健支所	069-1204	由仁町新光 1 9 5 番地	01238-3-2221	01238-3-3866
滝川地域保健室	073-0023	滝川市緑町 2 丁目 3 - 3 1	0125-24-6201	0125-23-5583
深川地域保健室	074-0002	深川市 2 条 1 8 番 6 号	0164-22-1421	0164-22-1479
石狩保健環境部保健行政室	069-0811	江別市錦町 4 番地 1	011-383-2111	011-383-2185
石狩地域保健支所	061-3217	石狩市花川北 7 条 1 丁目	0133-74-1142	0133-74-1147
千歳地域保健室	066-8666	千歳市東雲町 4 丁目 2 番地	0123-23-3175	0123-23-3177
後志保健環境部保健行政室	044-0001	倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎内	0136-23-1300	0136-22-5875
余市地域保健支所	046-0021	余市町朝日町 1 2 番地	0135-23-3104	0135-23-3614
岩内地域保健室	045-0022	岩内町字清住 2 5 2 - 1	0135-62-1537	0135-63-0898
胆振保健環境部保健行政室	051-8555	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号むろらん広域センタービル	0143-24-9900	0143-23-1446
苫小牧地域保健室	053-0018	苫小牧市若草町 2 丁目 2 番 2 1 号	0144-34-4168	0144-34-4177
日高保健環境部保健行政室	057-0007	浦河町東町ちのみ 3 丁目 1 番 8 号	0146-22-3071	01462-2-1447
静内地域保健室	056-0005	新ひだか町静内こうせい町	0146-42-0251	01464-2-7202
渡島保健環境部保健行政室	041-8551	函館市美原 4 丁目 6 番 16 号渡島合同庁舎内	0138-47-9400	0138-47-9219
木古内地域保健支所	049-0431	木古内町字木古内 2 1 4 番地 5	01392-2-2068	01392-2-5653
森地域保健支所	049-2311	森町字上台町 3 3 0 番地	01374-2-2323	01374-2-3497
八雲地域保健室	049-3112	八雲町末広町 1 2 0 番地	0137-63-2168	01376-3-2169
今金地域保健支所	049-4308	今金町字今金 1 0 7 - 2	0137-82-0251	01378-2-0534
檜山保健環境部保健行政室	043-0043	江差町字本町 6 3 番地	0139-52-1053	01395-2-1074

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
上川保健環境部保健行政室	079-8610	旭川市永山6条19丁目1-1上川合同庁舎内	0166-46-5900	0166-46-5262
名寄地域保健室	096-0005	名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	01654-3-3224
富良野地域保健室	076-0011	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	0167-23-3163
留萌保健環境部保健行政室	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2留萌合同庁舎内	0164-42-8404	0164-42-8216
天塩地域保健支所	098-3312	天塩町新栄通9丁目	01632-2-1179	01632-2-1918
宗谷保健環境部保健行政室	097-8525	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2516	0162-32-2253
浜頓別地域保健支所	097-5704	浜頓別町中央北3番地	01634-2-0190	01634-2-0191
利尻地域保健支所	097-0401	利尻町沓形字日の出町	0163-84-2247	01638-4-2246
オホーツク保健環境部保健行政室	093-8585	網走市北7条西3丁目網走合同庁舎内	0152-41-0603	0152-44-4879
北見地域保健室	090-8518	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	0157-24-4199
紋別地域保健室	094-8642	紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108	01582-3-1009
遠軽地域保健支所	099-0404	遠軽町大通北5丁目1番27	0158-42-3108	01584-2-6875
十勝保健環境部保健行政室	080-8588	帯広市東3条南3丁目十勝合同庁舎内	0155-26-9005	0155-25-0864
新得地域保健支所	081-0013	新得町3条南6丁目	0156-64-5104	01566-4-6041
広尾地域保健支所	089-2622	広尾町公園通南4丁目	01558-2-2191	01558-2-2353
本別地域保健支所	089-3334	本別町北1丁目4番39号	0156-22-2108	01562-2-2352
釧路保健環境部保健行政室	085-0038	釧路市花園町8番6号	0154-22-1233	0154-22-1273
標茶地域保健支所	088-2313	標茶町常盤8丁目1番地	01548-5-2155	01548-5-2156
根室保健環境部保健行政室	087-0009	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	0153-24-0343
中標津地域保健室	086-1001	中標津町東1条南6丁目1番地3	0153-72-2168	01537-2-6894

【市立保健所】

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
札幌市保健所	060-0042	札幌市中央区大通西19丁目	011-622-5151	011-622-5168
市立函館保健所	040-0001	函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1522	0138-32-1505
小樽市保健所	047-8790	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3117	0134-22-1469
旭川市保健所	070-8525	旭川市7条通10丁目	0166-26-1111	0166-27-2131

【その他の道関係機関】

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
道立消費生活センター	060-0003	札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館	011-221-0110	011-221-4210
計量検定所	005-0805	札幌市南区川沿5条1丁目1番1号	011-572-1771	011-572-6215

【その他関係機関・団体】

名称	郵便番号	住所	TEL	FAX
農林水産省北海道農政事務所	060-0004	札幌市中央区北4条西17丁目19-6	011-642-5461	011-612-9044
(社)北海道米麦改良協会	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目共済ビル5F	011-232-6495	011-232-3673
(財)日本穀物検定協会 北海道支部	003-0808	札幌市白石区菊水8条3丁目1-24	011-831-6191	011-831-6193